

平成21年第3回  
笠間市議会定例会会議録 第5号

平成21年9月16日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	姥	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	21	番	柴	沼		広	君
	22	番	小園	江	一	三	君
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	渡 邊 千 明 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	青 木 繁 君
総 務 部 長	小 松 崎 登 君
市 民 生 活 部 長	打 越 正 男 君
福 祉 部 長	岡 野 正 三 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	岡 井 俊 博 君
都 市 建 設 部 長	橋 本 雅 晴 君
上 下 水 道 部 長	大 和 田 俊 郎 君
教 育 次 長	深 澤 悌 二 君
消 防 長	杉 山 豊 君
会 計 管 理 者	光 又 千 尋 君
笠 間 支 所 長	藤 枝 勉 君
岩 間 支 所 長	横 田 文 夫 君
監 査 委 員 事 務 局 長	中 村 一 男 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	高 野 幸 洋
事 務 局 次 長	前 嶋 晃 司
次 長 補 佐	内 桶 秀 男
主 査	高 野 一
主 幹	川 野 輪 良 子
事 務 補	篠 崎 三 枝 子

議 事 日 程 第 5 号

平 成 2 1 年 9 月 1 6 日 ( 水 曜 日 )

午 前 1 0 時 開 議

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 一 般 質 問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

---

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（市村博之君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は26名であります。本日の欠席議員は、26番常井好美君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付をいたしました資料のとおりであります。

---

議事日程の報告

議長（市村博之君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番野口 圓君、5番藤枝 浩君を指名いたします。

---

一般質問

議長（市村博之君） 日程第2、一般質問を続けます。

16番横倉きん君の発言を許可いたします。

16番（横倉きん君） 16番日本共産党の横倉きんです。通告に従い一般質問を行います。

初めに、新型インフルエンザの予防対策と感染者対策について伺います。

新型インフルエンザの感染者は、笠間市においても確認され、市民は感染に対する不安を持っています。半面、弱毒性を強調される余り、大したことがないという軽視した意見

を持っている市民もいます。

8月28日、厚生労働省が対応策を考える上での参考値として、新型インフルエンザが流行しないよう公表しました。それによると、国民全体の20%に当たる約2,500万人が発症すると推定しています。ピーク時には1日当たり約76万人が発症し、4万6,400人が入院すると推定しています。この新型インフルエンザ感染の広がりに地域格差が生まれますが、市民生活を直撃することからも、予防対策と感染者対策を強力に進めることが求められています。そこで伺います。

新型インフルエンザの感染予防は、感染経路にある感染者のせきやくしゃみによる飛沫感染、直接触れる直接感染を防ぐことにあります。幼稚園や保育所、小中学校にマスクや消毒薬などを常備し、感染防止策を徹底することが必要ではないでしょうか。

また、不特定多数が集まる機会を極力少なくし、感染の機会を減らすような施策が行われますが、その具体策はどのようになっているのか伺います。

2点目として、高齢者また年齢を問わず呼吸器や循環器、腎臓に慢性疾患を持つ患者、糖尿病などの代謝疾患、免疫機能の低下している患者では、原疾患、いわゆる基礎疾患の悪化とともに呼吸器に二次的な細菌感染症を起こしやすくなることが知られており、入院や死亡の危険が増加します。小児では中耳炎の合併症や熱痙攣、気管支喘息を誘発することがあります。新型インフルエンザ感染者の入院医療体制の整備はどのように進めているのか。また、厚生労働省は集中治療室、人工呼吸器などの緊急配備を明らかにしていますが、笠間市民病院にそれらの整備がされているのか、また、増設計画があるのか伺います。

3点目として、新型インフルエンザワクチン接種が必要な市民に遅滞なく行われるよう整備する必要があります。笠間市の人口比率でどの程度の確保ができているのか。医療従事者、小さい子ども及びその両親、また、基礎疾患を持っている人や妊婦を優先して予防ワクチンの接種を求めますが、ワクチンの投与に対する方針はどのようになっているのか伺います。

4点目として、幼稚園児、保育園児、小中学の児童生徒など、集団感染のおそれのある人たちの予防ワクチン接種は無料で行うことができないか伺います。

5点目として、幼稚園児、保育園児、小学校、中学校児童生徒のぜんそくなどの持病を持っている人数を把握しているのかどうか。新型インフルエンザ対策として感染予防策として、幼稚園、保育園、学校の教室に加湿器を設置することができないか伺います。

最後に、国保税の滞納によって資格証明書、短期保険証が発行されておりますが、このことは受診抑制を引き起こしかねず、感染拡大の防止に支障を来します。このことから早急に滞納世帯に正規の保険証の交付を行うべきと考えますが、見解を伺います。

次に、保育行政について伺います。

行革や構造改革の中で保育所運営費の国庫負担が削減され、また、公立保育所分の運営費が一般財源化されました。このような中で保育所予算が削減され、保育の現場では正規

保育士が非正規保育士に置きかえられ、現在、正規保育士の割合は36.2%になっています。昨年よりも6.2%も減っています。

少子化対策は国の重要な施策として取り組まれ、市でも具体的な施策が実施に移されています。子育て支援の展開も保育所の果たす役割は大きいものです。しかも、子どもを持つ働く女性が一般化している今日、笠間市の状況からも、保育の充実は最も力を入れて、保育園児が健やかな成長をすることができる環境をつくるのが行政に求められています。保育環境は、正規の職員がわずかで、低賃金で不安定な雇用条件の非正規職員が多く占める状況は、保育園で働く保育士が情熱を持って業務に専念できる環境ではありません。したがって、保育の充実の点からも予算を増額し、保育士の正規雇用をすべきと考えますが、見解を伺います。

2点目として、構造改革路線を進めてきた自公政権は、保育予算を削り、保育料の父母負担をふやし、保育所の整備、建設を放棄してきましたが、今回の総選挙で国民はノーの審判を下しました。

政府は、今、保育制度の大改悪をねらっています。厚生労働省の審議会は、新たな保育の仕組みを導入する第1次報告を決定しました。新たな保育の仕組みの最大の特徴は、現行制度が義務づけしている市町村の保育実施の責任をなくし、利用者と保育所が直接契約を結ぶように変えることです。その特徴を上げますと、利用する先の保育所を見つけるのが保護者の自己責任です。保護者の勤務時間に応じて保育の上限の保育料を払えば、全額自己負担になる。保育所の各種の行事に参加する場合は、保育時間等の関係で有料になる乳児が生まれる。保育料以外の給食も実費負担になります。そこで伺います。

国が進めようとしている保育の改革が、児童福祉法の国及び地方公共団体は児童の保護者とともに、児童が心身ともに健やかに育成する責任を負うと規定しています。国と自治体の責任をなくすことは、すべて児童は等しくその生活を保護されなければならないとした法の精神の根幹が壊される危険が指摘されています。

私は、問題点の多い国の保育行政の改定はやるべきではないと考えます。市は今後どのような保育行政を行っていくのか、その見解を伺います。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 横倉きん議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、インフルエンザの予防対策と感染対策でございますが、初めに、幼稚園、保育園の1番目のご質問にお答えをいたします。

これにつきましては、昨日、上野議員にもお答えいたしました。笠間市新型インフルエンザ対策本部においては、水戸保健所等の関係機関との緊密なる連携、連絡体制の中、集団感染等についての情報共有を行います。それらの情報に基づき、笠間市内の集団発症状況に応じ、行事、集会、催事等に対する中止または延期等の自粛要請を求める場合があ

ります。

2番目のご質問でございますが、インフルエンザの入院治療をする病院の整備でございますが、市立病院としては病棟が一つであり、院内感染のリスクが高いこと、また、入院患者は基礎疾患を持っている70歳から90歳の高齢者が多く、感染した場合は重症化する確率が高いことなどから、入院治療が必要な方については、設備の整った県立中央病院等への紹介をするという対応を考えております。

また、市立病院に人口呼吸器を設置する計画でございますが、市立病院には人口呼吸器が1台あり、急遽必要になったときは、レンタルで対応できる体制を整えているところでございます。

次に、ワクチン投与の優先順位についてお答えをいたします。

現段階では、国内で製造されるワクチンは1,300万人から1,700万人分との予想でございます。今後ワクチン輸入も検討されておりますが、現時点で人口比率とワクチンの確保がどの程度になるかはわかりません。

新型インフルエンザワクチン投与についてですが、厚生労働省は新型インフルエンザのワクチン接種の方針について、現段階では1位が医療従事者、2位は妊婦と基礎疾患がある方、3位は1歳から就学時前の幼児、4位は1歳未満の乳児の両親との優先順位案を提示しました。これは9月4日発表の分でございます。

また、優先接種が好ましいとして小中高生徒、基礎疾患を持たない高齢者としまして、輸入ワクチン接種対象の案が示されたところでございます。今後、国の方針を経て実施をしてみたいと考えております。

次に、ワクチンの無料化でございますが、市として無料化については、現時点においては考えておりません。

次に、持病を持っている児童生徒の把握についての質問でございますが、各学校において毎年行っている健康保健調査により、ぜんそく等の基礎疾患を持っている児童生徒を把握して、養護教諭を中心に日々健康管理を行っております。保育園や幼稚園においても、入所、入園時に調査し、ぜんそく等の基礎疾患を持っている園児の把握をしております。

なお、ぜんそくの児童、生徒の数でございますが、保育所で32名、幼稚園9名、小学校245名、中学校76名でございます。

次に、加湿器の設置についてのご質問でございますが、上野議員のご質問にお答えしましたように、未設置の保育所、学校につきまして設置してまいります。

6番のご質問でございますが、平成21年5月18日付厚生労働省課長通知による発熱外来で受診した場合には、5月分から資格証明書を通常の被保険者証扱いとするというところでございますが、7月24日からの国の方針変更に伴い、新型インフルエンザの疑いのある方については、一般医療機関で診療する体制に移行しました。この場合は通常の資格証明書の取り扱いと同じく、医療機関窓口で10割負担、保険者窓口で保険給付分を償還払いと

なります。

短期保険証、資格証明書の制度の趣旨は、国民健康保険税を滞納している方への納付を促すこと、面談機会をふやすことによって国保税の納付の促進を図るものであります。

以上でございます。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 16番横倉議員のご質問にお答えします。

保育予算が削減され、正規職員が減り、保育の質の充実のため予算の増額と保育士の正規雇用をすべきとのご質問でございますが、平成21年の保育関係予算は、前年比3.6%増の8億7,895万2,000円を計上し、予算の削減はありません。

次に、市内の保育水準の向上につきましては、すべての保育所で実施している延長保育のほか、一時保育や病後児保育等の保育サービスをすべての保育所において実施をいただいているところでございます。

それらの予算の確保も必要な保育所の確保を行い、保育士の専門研修や民間保育所への事業補助を実施し、サービスの向上を図っております。

また、公立保育所において退職した正規職員の補充につきましては、保育士資格があり、保育所、幼稚園等の勤務経験のある嘱託職員を雇用することで、保育士の質の維持や必要保育士数の確保も十分行っております。

2点目でございますが、保育料の父母負担をふやし、保育所の整備、建設を放棄してきたというご質問でございますが、市では平成19年に保育士の見直しを行い、平成20年度から、合併前の3市町の最低料金に統一し、保護者の軽減をしております。

平成20年度においては、保護者の所得により国が示した基準表により算定した場合、2億9,570万4,260円に対し、市が定めた保育料総額は1億9,377万8,420円で1億192万5,840円低く、保護者の負担を軽減しております。

次に、公立、私立を含め、市内には認可保育所が9施設あり、古い施設では耐震の調査対象の施設や築年数39年になる老朽施設がありますが、保育所の整備、建設の対象として、老朽化している施設に対し耐震や建てかえ等の意向調査、各種補助事業の提案等を行っております。

現在、笠間市では少子化対策を重点事業として取り組み、市民アンケートを実施し、保育サービスに対する市民のニーズにこたえられるよう、かさまっ子未来プランの後期計画を策定しているところでございます。

国の制度改革については、今後の動向に注視し、適切に対応してまいりたいと思っております。

議長（市村博之君） 26番常井好美君が着席をいたしました。

横倉きん君。

16番（横倉きん君） 2回目の質問をします。

加湿器の設置や感染の状況によって、保健所との対応を臨機に万全の対策をとっていただけるといことも出されていいかと思えます。ただ、ワクチンの無料接種、国内でも1,300万人ということで、まだその量が定かではないというか、人数からしてどのくらいということが示されていませんが、このワクチンの接種、集団感染のおそれがある中では、やはりワクチンの無料というか、ワクチンをやった全然かからないということではありませんが、軽症で済むということで、もしかかった場合、脳症や中耳炎とか肺炎などを起こした場合に、後遺症など出た場合、その方が医療費の負担が重くなるわけです。そういう中でワクチンの無料接種、厚生労働省の小児科学会でも公費で受けられることを求めているわけです。

これまでも、国内などでもいろいろ、インフルエンザなど流行した場合に基金などっておくという、これまでの答弁でもあったかと思うのですが、そういう基金を取り崩してインフルエンザワクチンが入った場合、このワクチンを無料で接種できないか、その辺の基金の取り崩しによって無料でできないか。また、1回の接種でどのくらいの費用がかかると予想されるのかを伺います。

それから、国保の滞納者に対する、資格証明者に対する、発熱外来がなくなったということで3割負担というか、一般の資格証明書に対するものも今までどおりという答弁がされました。しかし、発熱外来はなくなったとしても、新型インフルエンザがなくなったわけではありません。しかも厚生労働省は窓口3割の通達をいつ撤回したのか、7月24日発熱外来はなくなったということで、それは今お伺いしましたが、3割の、厚生労働省が5月に出した方針というのは、資格証明書を出すということは、感染予防に対して受けられない、それを厚生労働省が認めて全部に出すように、感染症、新型インフルエンザ、今回はそうですけれども、結核などもそうです、医療が抑制されるというのを認めて、そのことによって3割負担を出すということで、世界的に流行するといわれ、だれも免疫を持っていないということで、今回は次元が特別違うわけですね。そういう中で、発熱外来がなくなったからといって、大丈夫だということではないと思うのです。

今、弱毒性といわれていますが、大量に大流行した場合、基礎疾患を持っている人も病気が重くなるということからすれば、やはりそういう感染防止の点からも、かかれぬ人を置いたままでは、感染予防の点から見たら問題が残るのではないかとということで、その点、もう一度、感染予防の点から伺います。

それから、保育行政についてですが、いろいろ笠間市では少子化対策をやっていまして、中身としてもいろいろ努力されているのは、今伺いました。しかし、同じ一生懸命やっている、いろいろな点をやっているのはありますが、同じ仕事、今、正規の人は3割ちょっとですよ。そういう中で非正規の人が正規と同じようなことを実際しているわけです。そういう中で全体的に予算は、賃金の面では物すごく賃金が、非正規に変えられている中で、賃



金の面では低くなっているわけですね。

こういう点で、合併して3年過ぎましたけれども、行政は合併に当たっては、合併すると新たに専門職の採用ができ、より質の高い行政サービスができると説明を住民に何回もしているわけですよ。

保育士は、児童福祉法が明記しているように、専門的な知識及び技術を持って児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うということで、人格そのものを、小さいですけども、預かるわけですね。そういう点からしたら、ちゃんとした専門職に関して、この非正規労働者が、訓練なども研修も一緒にやらざるを得ないということ聞いています。正規職員と同じ、非正規職員に差がないにもかかわらず、その賃金には大きな差があります。身分とか。そういう中で同一労働の原則からしたら、有資格者である保育士にその原則が適用されていないことは、法もとの平等原則に反すると私は考えます。

そういう点からも、有資格者である保育士の、非正規職員を正規職員にすべきであると考えられるわけですが、これからの保育士の採用に当たって正規職員をふやしてもらえるのかどうか、その辺の見解を伺います。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 横倉議員の再質問にお答えをいたします。

ワクチンの無料化のお話でございますが、新型インフルエンザの予防接種は任意の接種ということでございまして、国県の方針も個人負担徴収ということでございますので、笠間市としても、国、県の方針に準じて個人負担ということで考えております。

それから、資格証明の件でございますが、資格証明につきましては、今までも機械的に発行していたということではなくて、資格証明を発行するまでには、かなりのそれまでの各個人の経緯がございまして、そういった中で、現在でも資格証明者の証明書を発行された方の中で緊急入院とか、そういう方については、その都度、窓口で相談をして適正な対応をとっておりますので、今後ともインフルエンザに限らず、未納者の方との窓口での相談をして、国保税の納税の促進を図っていくということで考えております。

それから、ワクチンの値段の件でございますが、まだワクチンの値段というのは、現在確定されておられません。そういう中ではお答えができません。

以上でございます。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） 横倉議員の再度の質問にお答えいたします。

職員と非正規職員との差がないのに賃金が安いのではないかというご質問でございますが、正規職員と臨時職員、嘱託職員の違いでございますが、保育所にかかわる事項については、指導計画に基づいて実施しており、その責任については、正職員と臨時職員とも変わりはありません。

役割については、正職員が保育計画の作成とか各種行事の計画、立案等々を行っており

まして、それぞれの責任の度合いも違ってきておるわけでございます。

それと、賃金でございますが、前回の議会のときにも答弁したと思うのですが、32市中、上から7番目で、笠間市は時給、保育士については950円でございます。専門的な業務のため時給950円ということになってございます。

また、一般職員の方については770円ということで、県内平均から見ても単価的には安くはないと考えております。

それと、正規職員を増員するのかということでございますが、行政改革大綱等々をにらみまして、保育所の運営形態のあり方などを検討しておるところでございますので、現在のところ新規採用をするということは考えておりません。

以上でございます。

議長（市村博之君） 横倉きん君。

16番（横倉きん君） 資格証明書の問題ですが、国民健康保険ができたというのは、国民皆保険の中でだれもが安心してかかれる、そういう中で自治体の果たす役割というのは、自治法でも言っているように、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持することを明記しています。

資格証明書を持っている方だけの問題ではないということです。一般の方が資格証明書を持っていてぐあいがうんと悪くなるまでかかれない、そういう中で感染を広げている、そういう状況になることを防ぐために、今回は特別、資格証明書の方にも窓口3割負担ということを特別出したわけです。そういう中で、今回はどれほど流行するかわからない。そういう中で万全を期すというのが今回の特別な措置ではないかと思えます。そういう中で、やはり厚生労働省も窓口負担で納税相談をなささいということではないということをお認めているのです。払えないということを厚生労働省も認めているわけですから、10割負担で窓口相談にすれば資格証明書どうのこうのという、厚生労働省はそういうことは言っていないのですよ。その辺、きちっととらえて、今150世帯ぐらいの人が資格証明書になっているようですけれども、感染防止の障害になるということを再度、その辺の認識と、一般の人も多く感染する人がふえれば、20代から50代の人で基礎疾患がなくて元気な人でも亡くなっていますよね。きのうのテレビでもやりましたけれども、そういう中では、命にかかわることですので、対策がとれないか、再度その辺。

それから、保育行政についてですが、正職員が退職されても補充しないで非正規職員で補充して、いろいろ経験のある人だからということですがけれども、やはり働くということは生活を支える部分ですから、経済的自立をやはり同じにすべきではないでしょうか。質問とはまた少し離れるかもしれませんが、貧困格差、今どんどんそういう、同じ働いても生活が成り立たない状況をどんどんつくることは、やはり笠間市においても経済、内需拡大、今どこでも内需拡大と言っていますけれども、そういう点では、今は安いかもしれないですけれども、将来だんだん自分の生活した中では経済的に成り立たない、そう

いう人をふやすということは、やはり問題ではないかと思えます。

そういう点から、平等の原則、女性の職場がかなりそういう点では多いようですので、男女共同参画の点からも、どういうふうにこの辺の非正規職員を、同じ仕事をしながら、それで先ほど計画の立案と言いましたけれども、それは非正規の人はやっていないということですけども、それは所長とか役職がついていて手当が出るわけですよ。そういう点では、正職員と変わらない人たちを、時給が32市の中で上位7番目ということを言われていますけれども、基本的な面では時給幾らではなくて、常時その人たちが産休で休んでいるとか、病気休暇があつての補充としての非正規労働者ならいいのですが、常時必要な人を非正規でやるというのは、やはり問題ではないか、そういう点で市長の考えをお伺いしたいと思えます。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 三度目のインフルエンザの件での質問でございますが、あくまでも5月の厚生労働省課長通知は、この段階ではインフルエンザの毒性の内容が明確ではなかったということであったと思えます。7月の24日にはインフルエンザの弱毒性ということが明確になったということで、国の方針が変わったということでございまして、それに伴つての資格証明書の発行につきましては、先ほども申しましたように、機械的に発送をしているわけではございませんので、あくまでも窓口での対応ということでご相談をして、適切な対応を今後とも図っていきたいということで考えております。

議長（市村博之君） ただいま市長ということですが、担当部長から答弁させますので、よろしくをお願いします。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） 再々度の質問にお答えいたします。

保育所、保育士、臨時保育士とそれぞれございますが、この方につきましては、笠間市の嘱託職員の任用規定あるいは臨時職員等の雇用管理規定ということで、本人の方にも十分説明して理解をしてお願いしているところでございますので、議員がおっしゃるような男女平等云々とかという部分には、それには該当しないのかなと思っております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 16番横倉きん君の質問を終わります。

次、2番石田安夫君の発言を許可いたします。

2番（石田安夫君） 2番、通告をいたしました順に従いまして一般質問を行います。

総合的な水路整備について伺います。

過日、8月7日、笠間市で1時間に81.5ミリという豪雨があり、床上・床下浸水や道路の冠水がありました。被害に遭われた皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

浸水や道路の冠水、このような現象は、短時間に雨が集中的に降りますと、市内のあちこちで起こります。そして、市民生活に多大な影響を与えます。

市では中小河川の氾濫箇所や決壊箇所を把握しているのか。また、降水量や河川に流れ込む地域の面積、都市化などの進展状態を見越した水路計画を立て改修工事を行っているのか伺います。

数年前に改修工事が行われたところも、最近ではあふれる実態が見られます。5年に一度、10年に一度の雨量を想定した計画は、毎年集中豪雨で被害が出る状態を見ると、根本的に計画を立て直すべきであります。数年前に改修工事が行われたところも、最近ではあふれる実態が見られます。

私の住む笠間でも、最近都市化が進み、温暖化の関係か、冠水、浸水が見られます。水路を管理している地元の方に伺いますと、水門をあけて、下流では何カ所も決壊しそうな場所があり、早期の改善改修を望んでおります。笠間盆地の広大な地域に降る雨水が一時に市内に流れ込みます。市内の冠水、浸水のおそれもあります。それらを考えますと、根本的に排水路の改修工事が必要であると思いますが、考え方、計画について伺います。

市では中小河川の氾濫箇所や決壊箇所を把握しているのか。

降水量や河川に流れ込む地域の面積、都市化などの進展状態を見越して水路計画を立て改修工事を行っているのか。

地域の要望書が何件あるのか。どのような地域が多いのか。

以上、1回目の質問を終わります。答弁により2回目の質問を行います。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

〔都市建設部長 橋本雅晴君登壇〕

都市建設部長（橋本雅晴君） それでは、石田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、中小河川の氾濫箇所や決壊箇所の把握についてでございますが、中小河川の氾濫箇所につきましては、市が調査いたしましたところ、茨城県管理の1級河川では、酒沼川においては大橋地区で2カ所、間黒川につきましては寺崎、箱田地区で3カ所、片庭川につきましては、石井、箱田地区で3カ所、枝折川の友部地区につきましては、随分附地区で1カ所、酒沼前川につきましては、南友部地区1カ所、巴川につきましては泉地区1カ所でございます。

また、笠間市が管理しております準用河川につきましては、内川が大郷戸地区におきまして6カ所、枝垂川が石井地区におきまして2カ所の合計8河川、19カ所でございます。

また、決壊箇所につきましては、茨城県が管理している河川が8カ所と、笠間市が管理しております8カ所の合計5河川でございます、合計16カ所でございます。

次に、改修計画につきましては、集水区域面積や周辺の土地利用の状況、水路の縦断、流末の状況等を調査し、それぞれ排水施設の種別の設計指針に基づきまして水路断面等を決定し、工事を行っているところでございます。

次に、地域の要望が何件あるのかとのご質問でございますが、平成21年8月末時点での排水整備に関する要望件数は116件でございます。

これは、要望総件数から申し上げますと、総件数308件に対しまして38%となりまして、要望件数の中では改修整備が一番多くの割合を占めております。

改修整備の要望を地区別に見てみますと、笠間地区が75件、友部地区が19件、岩間地区が22件となっております。

また、これらがどのような地域に一番多いのかというご質問でございますが、要望書の多くは市街地域となっております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 石田安夫君。

2番（石田安夫君） どうもありがとうございました。

3の地域の要望書が116件ということで伺いましたけれども、今回の豪雨によって、床上・床下の浸水のことでも他の議員が2人ほど一般質問をしたのですが、私はその周りの部分で、そこも今回ぜひ来てくれということで、床上浸水したということでちょっと見てまいりました。また、そのほかの河川流域の方にも、水が出たときにこういう状態だということで写真とかも見せられました。本当にこの割合が、笠間が75カ所、友部が19カ所、岩間が22カ所ということですが、これはあくまでも区からの要望書だと思うのです。この辺はどうなのでしょう、個人的な要望とかも含まれているのかというのが1点。

あと、笠間、友部、岩間の水路の要望書に対して、市はどういう取り組み方をこれからしていくのか、その2点だけお伺いしたいと思います。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

都市建設部長（橋本雅晴君） それでは、第1点目のご質問にお答えしたいと思います。

初めに、要望につきましては、個人要望も含まれているのかというご質問でございますけれども、この要望件数の中には個人の要望は含まれておりません。すべて区長さんからの要望でございます。

次に、こういった要望に対する市の取り組みということでございますけれども、要望件数は現時点で308件出ております。さらに毎年多くの要望が寄せられているかと思えます。したがって、これらの要望をすべて処理していくには、限られた予算の中ですべての要望に対応していくというのは難しい状況でございます。こうしたことから、本市においては、要望箇所の緊急性や整備効果の状況を見ながら総合的に判断して、優先順位を決めて対応しているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 石田安夫君。

2番（石田安夫君） 個人が含まれていないということで、僕も何十カ所か水路をこういうふうにしてほしいとか、ああいうふうにしてほしいというお話を、区で要望書を出したんだけど、2年も3年もできないということも実際ございます。それで、うちの近所にも河川が崩れているところまであって、一応応急措置は前回したのですが、そのと

きちょうど夕方に大雨が降ってくれたので、その前に水門をあけて流したから助かったような状態だったのですけれども、本当に市で管理する川ではないのですけれども、その辺も含めて緊急性が僕はあると思うのです。ただ、土のうを積んだだけで、半分くらい崩れているところもあるので、その辺は早期に、1年とか2年とか言わないで、本当に半年ぐらいでできるように、県に必ずやらしてもらおうようにしていただければと思うのですが、その辺の回答をいただければありがたいのですが。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

都市建設部長（橋本雅晴君） 要望を出しても、二、三年かかってもできないということや、応急措置はしたけれども、なかなか現場の方は着手していただけないというご質問で、ご質問の箇所については県河川ということもございますので、市の方から県の方に要望いたしまして、一日も早く整備ができるよう努力してまいりたいと思います。

2番（石田安夫君） 終わります。

議長（市村博之君） 2番石田安夫君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、11時零分に再開します。

午前10時49分休憩

---

午前11時00分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番野口 圓君の発言を許可いたします。

4番（野口 圓君） 4番野口 圓です。通告に従い一般質問をいたします。

インフルエンザの対応については、さきに横倉議員が詳細にやっていたいただきましたので、割愛させていただきます。

2番目のデマンドタクシーについて。

デマンドタクシーの事業を始めてから約1年半で観光協会へ事業を委託しました。まだまだ改善の余地も多々あると置いていたところですので、以下3点質問いたします。

市民からのデマンドタクシーに対しての要望や苦情はどのように事業者に伝えられるのか。つまり、直接、観光協会へ持ち込むのか、市役所にもそれらの窓口を設けてあるのか。

2点目、待ち時間の短縮の件はどうなっているか。その対策をとっているかどうか。

3点目、利用者の声を吸い上げて改善に役立てていたという前回の答弁の内容は、今も続けられているかどうか。3点お伺いします。

次に、3点目、政権交代後の自治体の運営についてですが、これまで日本の政治は自民党がほとんど一貫して政権を握り続け、そのもとで地方自治、地方政治の確立、そして発展、改革が行われてきました。しかし、今回の衆議院選挙で民主党が圧勝し、日本は政権交代という大きな節目を迎えることになりました。そして、これはそのまま自治体運営に

も、市民生活にも直接影響してくることになります。

こうした時代の大きなうねりの中で、市民福祉の増進に向けてどのように市政のかじ取りを行っていかうとされているのか、市長にお伺いしたい。以下6点について伺いたいと思います。

1、市長は民主圧勝、自民大敗、そして政権交代となった今回の衆議院選挙の結果をどのように受けとめられておられるか。

2、その受けとめたことを、笠間の市政の施策の中で実施を考えているものはあるか。

3、全国知事会や指定市長会が、地方自治について、各党のマニフェストにさまざまな発言やかかわりを持ったが、市長はこのような首長の動きをどのように認識されているか伺いたい。

4、道州制がクローズアップされましたけれども、市長は地方自治の将来像をどのように認識されているのかお伺いしたい。

5、新政権の税制の焦点はガソリン税などの暫定税率を廃止し、直轄事業、負担金の廃止などを通じて道路整備の水準を維持するとしております。また、公共事業の見直し、削減で、高速道路の無料化の財源に充てるとしてしております。都市基盤整備は新笠間市の生命線であります。市長の認識をお伺いしたい。

6点目、社会保障の分野では、市町村単位の国民健康保険を都道府県単位の再編し、後期高齢者医療制度と一体化していくと言っております。また、子育て支援策の目玉として、「子ども手当」の創設がありますが、市長のこれらに対する認識をお伺いしたい。

以上、第1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 野口議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。6点でございます。

まず、第1点目の、今回の選挙の結果についてでございますけれども、私は、長期政権に対する批判、その反動として政権の交代に対する期待が、民意として、まさしく選挙結果に反映されたものだということで、国民の声であると受けとめております。

2番目の、受けとめたものを市政の施策の中で実施を考えているものはあるかということにつきましては、施策というよりも、政治を進める上での基本的な考え方として、笠間市に置きかえた場合は市民の声をよく聞く、税金は有効に使う、責任を明確にするということをしかりととらえて、市民の目線で施策を展開していく必要があるということを考えました。

次に、全国知事会等の各首長の動きはどのように認識しているかとのことでございますが、分権改革の推進が今回の選挙で各党のマニフェストに盛り込まれまして、盛んに議論がされたことは望ましいことであったと受けとめております。

そのことを受けて、全国知事会、全国市長会などが地方分権に対するマニフェストの、いわゆる公約に対する評価が行われたことは、私は大変分権を進めていく中で意義のあるものであったと考えております。

次に、4点目でございますが、道州制がクローズアップされたが、地方自治の将来像をどのように認識しているかということにつきましては、市町村は基礎自治体として住民に最も身近な行政自治体であり、十分なサービスと、それにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、常に住民サービスをスピーディーに行っていくことが、いわゆる地方自治体の姿だと私は考えております。

このような中、現在、道州制の議論がされており、道州制を行っても、現在の、例えば権限、財政基盤がそのままでは、我々地方自治体の市町村にとっては、市民サービスにはつながらないと考えております。

私は、国があって、県があって市町村の姿が、国があって、道州制があって、市町村がある形よりは、国と直結した市町村、その2段方式の姿の方がいいというのが私の考え方でございます。

例えば全国の都市が20万人程度の自治体として地方分権をさらに強化して、直接国と施策について対等な立場で話し合いを行って、その地域に合った特徴ある施策を展開することが、これからの道州制よりは、地方自治体の姿としては、私はそれがいいのかなと考えております。

次に5番目ですが、暫定税率等の廃止に伴う直轄事業の負担金の廃止などを通じての件でございますが、直轄事業の負担金は都道府県、政令都市が負担していたものでありますけれども、廃止されることは歓迎すべきものであると考えております。

高速道路の無償化については、建設計画段階から有料を前提に建設したものでございますので、利用者が一部負担することは当然のことであると思っております。

また、国の建設負債約30兆円、維持管理費約1兆5,000億円を、利用者でなく国民全体の税金で負担していくという施策が書かれておりましたけれども、利用者でなく国民全体で負担をしていくことについては、私は疑問を感じております。

それと、笠間市に交付された平成20年度暫定税率分は3億237万2,000円であり、この道路特定財源が少なくなることは、都市基盤整備である幹線道路整備に影響が出てくるものと懸念をしております。

しかし、一方で、今回の民主党のマニフェストでは、道路財源などのひもつきの補助金を廃止し、これからは国から一括交付金化されることになっておりますので、この一括交付金については、私は期待をしておるところでございます。

次に、後期高齢者医療制度と子ども手当の創設についての認識でございますが、後期高齢者医療制度については、制度が始まって1年半余りが経過しようとしております。

当初、国の説明不足や年金よりの天引き、さらには、後期高齢者という名称に対しての



配慮を欠くことなどもあって、評判は非常に悪い制度でございました。しかし私は、少子高齢化が進む中で、現役世代の負担に歯どめがかからないおそれがあった中で、高齢者についても広く薄く応分の負担を求め、制度の財源構成の1割を高齢者からの保険料収入に求めた制度の趣旨に誤りがあったとは思っておりません。私は、廃止するというより、改善すべきところは改善し、現行の制度を成熟させて、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保することが現実的ではないかと思っております。

国民健康保険についても、現在、市町村が保険者となっておりますが、被保険者の負担も市町村の財政負担も限界に来ていると思っております。今後は都道府県単位での保険者の一元化など、現在の市町村国保の制度改革は必要であると考えております。

次に、子ども手当の創出についてでございますが、これは中学卒業までの子ども1人当たり、最初の1年は半額ということでございますが、月額2万6,000円を支給するというところでございます。子育て支援という考え方に立てば、手当という形で個人に現金給付をすることよりは、私は子育てに伴ってかかる費用、例えば子どもが病院にかかった医療費だとか、保育料だとか、給食費だとか、いろいろなことがあります。これらの費用の軽減を図る方が有効なのかなと思っております。ただ、今回、国がといたしますか、新しい政権が子育て支援に積極的に取り組むということは、我々地方自治体にとっても大変歓迎すべきことであると思っております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長公室長 青木 繁君。

〔市長公室長 青木 繁君登壇〕

市長公室長（青木 繁君） 野口議員のデマンドタクシーについて、3点ほどご質問をいただきました。

質問の中で、委託先でございますが、観光協会という話ですが、7月21日から友部の商工会ということでございます。

まず、質問の1点目でございます。市民からの要望や苦情はどのように伝えられるのかという質問であります。友部商工会に業務は委託しましたが、市民からの要望や苦情等につきましては、市と商工会の双方に寄せられているのが現状でございます。

7月21日に商工会に委託して、8月までで意見や苦情につきましては、商工会に5件、それから、市役所に8件ございました。

これらにつきましては、定期的に商工会からの報告、それから、市からの情報提供を行いまして、情報の共有化に努めているところでございます。

また、苦情や要望の内容によっては、調査あるいは分析をするとともに、運行事業者やオペレーターとの意見を交換し、苦情案件の再発防止に努めているところでもございます。

次の待ち時間の短縮はどうなっているのかという点につきましては、そのときの予約に応じて運行ルートを決めて、乗合での運行をするのがデマンドタクシーシステムの特性

でございます。待ち時間が発生することにつきましては、利用者のご理解を必要と考えております。

また、乗りかえ時の待ち時間の問題を解消するためには、なるべく乗りかえを少なくするようなエリアの見直しが考えられますが、デマンドタクシーは公共交通の一つでありますタクシー事業者やバス事業者等の理解も必要でございます。

最後に、利用者の声を吸い上げて、改善に役立てていたことは今後も続けられるのかということでございます。運行事業業務は商工会に委託してございますが、総括的な管理は市となっておりますので、今までどおり対応しております。

また、これまでいただいた意見や要望を踏まえまして、運行については地域公共交通会議において、来年4月の改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 野口 圓君。

4番（野口 圓君） デマンドタクシーについては商工会だったということ、申しわけありません。

今までどおり利用者の声を吸い上げて、改善に同じように役立てているということであります。また、苦情を寄せられたものに対しても、調査、再発防止に努めておられるということで、絶え間なき改善と努力を続けていただきたい。さらに利用者に利便性が高まるように、笠間のデマンド交通は非常に素晴らしいという評価をいただけるように、頑張りたいと思います。

政権交代後の自治体運営の件でございますが、長期政権に対する批判、交代への期待というお話でございましたが、さまざまな要因が考えられると思います。民主党が圧勝したのは小選挙区制の問題があるとか、マスコミの影響が非常に大きいとか、さまざまな意見もありますが、私は大きな失政もない麻生政権に退場を促したものは、民衆の怒りではないかと考えます。

世界同時不況の影響が大多数の国民の生活を圧迫し始め、年金記録問題等のずさんな処理を初め、さまざまな政治に対する不信が怒りに変わったと。残業はなくなり給料は減る、売り上げは落ち仕事が減る、逆に税金や公共料金は上げ続けているという、このアンバランス、その結果として何割かの人が自公政権に見切りをつけて、ノーをつきつけたと私は考えます。

世界的な不況の原因は、日本にあるわけでもありません。また、政府がとった対応策も外れてはいなかったと私は思っております。しかし、国民の苦しさやじわじわと締めつけるような圧迫をどれだけ政治家や行政の担当官が理解していたか、肌で感じていたかという問題であると私は思います。

財政再建も大事です。健全化も非常に大事です。けれども、料金や税を上げざるを得ないのだと思いますけれども、それでも国民の痛みを分かち合って値上げをしない、猶予す

るような、痛みのわかる行政が求められていたのではないかと考えます。

笠間市においても、固定資産税、国民健康保険税、それから、一体化が図られる水道料金など、市民生活に少なからぬ影響を与える公共料金等がありますが、これらを現在よりも少しでも安くする方法はとれないかという点についてお伺いしたい。

また、3点目の地方自治の件でございます。今回の衆議院選の特徴の一つに、全国知事会、指定市長会の各党のマニフェストに対して地方分権改革に関する評価等が注目されました。しかし、有名知事や市長のパフォーマンスが非常に目につき、肝心な地方分権とは何か、なぜ必要なのかという大事な部分があいまいなまま、主権者である国民や市民等を置き去りにした議論が支配的で、住民が本来求めている地方再生とか地域間の格差是正とか、そういったものには焦点が当たりませんでした。

地方自治の不十分さを一番知悉しているのは、財源が足りない地方自治体の首長であると考えます。地方にできることは地方に、身近な行政はできる限り地方自治体にゆだねるという地方自治法に明記されているように、市長が先頭に立って、地方分権の確立に向かって発信していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

以上2点、よろしく願います。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 野口議員の質問にお答えをしたいと思います。

税の問題やら料金の問題、住民の皆さんに負担をかけないで、これからも進めてくれということに対しての質問だと思っております。

いろいろ制度の違いがありまして、統一したり、例えば国保税については限界にきているという中で、極力住民の皆さんに負担をかけないでという考え方は、私は持っております。ただ、将来的に1円も上げないでということには、なかなかいかないのではないかと、その辺は十分検討しながら、説明をしっかりと住民の皆さんにしながら進めてまいりたいと思っております。

それと、地方分権についてでございますけれども、なかなか有名知事、有名首長のような私は存在ではございませんので、ただ、地方自治体を預かる者として、分権についてはいろいろな場を通じまして、国に対して積極的に物を言っていきたいなと思っております。

以上です。

議長（市村博之君） 野口 圓君。

4番（野口 圓君） 今回のような政権交代が行われて、またこれで4年後に衆議院選挙があります。今度振り戻しがあって自民党がとるかもしれません。こういう非常に行ったり来たりの政策の中で、地方自治体を受ける現場の混乱は、私は想像を絶するものがあると思うのです。地方自治体に任されている仕事が地方自治体に、その財源も、それから立案も、そして執行も与えるようなものを、政権交代したのだから、早急にこれは確立

してくださいという強いメッセージを発信していただきたいなと思います。

本当に政権交代のたびに現場が大混乱をするような、要するに住民や市民に迷惑がかかるような政治では、さらに政治不信を増長させるだけでございますので、どうか地方自治体の痛みを一番知っている山口市長が強い発信源となって、地方自治の確立に向けて発言していただきたいと思います。

以上でございます。

議長（市村博之君） 4番野口 圃君の質問を終わります。

次に、8番西山 猛君の発言を許可いたします。

8番（西山 猛君） 8番西山 猛です。一般質問に先立ちまして、議長に一言お願いがあります。

質問が錯綜した場合、質問と答弁が錯綜した場合、3回という回数を、議長の権限で4回あるいは5回とか、こういうわけにはいきませんか、お尋ねいたします。

議長（市村博之君） それはできません。

8番（西山 猛君） はい、わかりました。それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

1、学校規模の適正化について。

児童生徒数の減少は、少子化に歯どめがかからない現状の中では必至である。笠間市においても単学級、つまり1学年1クラスの学校が全体の50%に及んでいるのが現実であります。そこで次の点についてお伺いいたします。

児童生徒数の減少は、これは年度でお答えいただければいいかと思えます。いつの時点で予測できたのか。

次に、教職員数の推移はどのようになっているか。

同様に、学校数の推移はどのようになっているか。

過去の各推計に基づき、今後の教育行政をかんがみした場合、重点項目は何か。またシフト変更を必要とする部分はあるか。

次に、学校教育と学校規模の適正化を議論する場合、早急に行うべき行政行為は何か。

次に、同様に今後において実行すべき取り組みは何か。

次に、2番目といたしまして、笠間っ子育成について。

現在の動乱社会の中、政治も社会も混乱しております、そんな中、強く羽ばたく「笠間の子」を育てるべく気概のもと、教育行政に渾身の努力を傾注している教育関係者、関係当事者が市民に向け学校教育に対する理解を求めるとき、主な施策はあるかお聞きします。

同時に、市民からの要望などのうち、重要課題として受けとめている案件はあるか伺います。

また、地域一体型「笠間っ子」育成についての具体的事例、これは教育長の所見になると思いますが、市民からの要望という点で、議長からの許可が出ませんので、回数に限り

があるということで、要望について、こちらから先にこういう趣旨の要望があるということ、教育長あてに1件お願いしたいと思います。

これは5月22日金曜日、茨城新聞ですか、「法根拠なくボーナス」ということで、これは具体的には合併後の18年から20年度で約77万円、過剰にボーナスが支払われたと、これは既に説明はしていなかったかと思うのですが、周知の事実でございます。当然、新聞報道されていますから、市民から疑問という部分でやわらかく要望と受けとめれば、この点について説明を求めたいと思います。

一般職の給与基準をそのまま準用ということですから、給与が安かったんだと、こういうことかなと思いますが、いずれにしても約77万円多かったと。少なくとも教育長はさかのぼって6年ということですから、トータルで結構な額になるのかなと思います。それについては、担当課の課長たち3人が注意処分ということになっていると。これは何らかの原因で改正を忘れたということなのかもしれませんけれども、いずれにしても、総務省給与能率推進室では、そんな話は聞いたことがないということによっておりますので、その辺のところを疑問点、要望として受けとめて説明責任を果たしていただきたい、このように思います。

答弁、1回目、よろしく申し上げます。

議長（市村博之君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 8番西山議員のご質問にお答えいたします。

初めに、児童生徒数の減少についてでございますが、児童生徒数は昭和57年をピークとして年々減少し続けて、今年度はピーク時の50%となっております。児童生徒数については、毎年学校基本調査として10年以上先までの推計調査を行って、県へ報告することになっておりますので、その年、年での将来の見込み数については把握してございます。

次に、教職員の数の推移でございますが、学校の教職員の配置数は学級数によって決まりますので、児童生徒数の推移と直接連動するものではございません。また、少人数指導、チーム・ティーチングですね、そういう指導の導入もあり、児童生徒の減少率ほど職員数は減ってございません。

学級数が徐々に減少してきておりますので、職員数も緩やかな減少傾向にございます。最も多かった平成9年度ですが、本市には495名の教職員がおりましたが、今年度は460名でございます。

次に、学校数ですが、昭和42年当初、小中学校は29校ございました。統廃合を経ながら、昭和58年に20校まで減少いたしました。その後、昭和62年の友部第二中学校の新設により現在21校となったわけでございます。

続きまして、推計に基づいた重点項目はというご質問ですが、学校規模も含め、よりよい教育環境を整え教育効果の向上を図る必要があると考えます。少子化が進行する中、本

市においても児童生徒数の減少は今後も続くことが予想されますので、学校規模の適正化の検討とともに、小規模校での教育のあり方について研究していくことが重点項目になると考えております。

また、シフト変更に要する部分はあるかということですが、少人数であるがために教科のねらいが十分に達成できにくいものや、人数をふやした方がより効果の大きいものについては、他校との交流機会や学年を超えた活動を多くするなどし、集合、それから、交流学习をこれまで以上に取り入れていくことが必要だと考えてございます。

学校規模の適正化の議論を進めるに当たりましては、笠間市の地域的な特性の配慮、児童生徒のための望ましい教育環境の構築という視点から、各層の意見などを幅広く聞くなどして検討を進める必要がございますので、学校規模の基本方針策定のための検討委員会の開催をただいま準備しているところでございます。

今後、実行していく取り組みということですが、学校規模適正化・適正配置の考え方の基礎となる基本方針の策定に当たっては、今後検討委員会で協議検討を行っていくわけですが、その進捗状況については、広く公表するとともに、市民や保護者の皆さんを対象とした説明会やアンケート調査を実施するなどして、幅広く意見を聞きながら進めていくことが大切であると考えてございます。

次に、笠間っ子育てについてでございますが、子どもに生きる力をはぐくむためには、学校、家庭、地域の三者がそれぞれの役割を果たすことが求められており、そのためには学校を外に開き、学校教育への理解や信頼を得ることが大切であると考えております。このことは、教育行政にとりましても大切なことであると考えております。

委員会や学校等への要望は、電話やメール、直接おいでいただいてお話をいただくことが多い状況でございます。

また、数は少のうございますが、要望書をいただいたり、タウンミーティング時にいただくこともございます。

さらに、議会でさまざまなご審議をいただき、ご提案をいただくことも大切な要望であると受けとめてございます。

今般、学校教育法、学校教育施行規則等が改正され、議会の信頼を得るために、学校は自己点検、自己評価や外部評価を行い教育活動の成果を検証することはもとより、これらの結果を公表し、学校運営の状況を周知することが義務づけられました。地域や保護者の意見や要望を取り入れ、教育活動の改善に生かしていくことが今後さらに重要となっております。

そのためにも、法制化されております学校評議員制度等を活用し、学校運営に関し保護者や地域住民の意向を把握し、反映し、その協力を得るとともに、学校の状況を周知するなど、理解を得ていきたいと思っております。

市民からの要望の中で重要課題でございますが、近年、子どもたちの安全を脅かす事件、

事故が増加し、笠間市においても子どもの安全確保の取り組みに対する要望が多く、安全・安心な学校づくりが課題となっております。

また、平成24年度から武道が必修科目となることから、笠間地区の中学校には武道館がございませんので、笠間地区中学校への武道館整備についての要望がございます。

次に、地域一体型の笠間っ子育成についての事例でございますが、子どもたちに安全・安心な居場所づくりが求められている中、笠間市の教育目標にもございます郷土を愛する心を育てるため、地域の方々の参画を得て、市内3カ所の小学校に放課後子ども教室を開設し、地域のボランティアグループ等の支援を得て、太鼓の演奏や伝承遊びの指導などをしていただいております。

また、学校と地域の連携を図り、地域の教育力を生かしたさまざまな学校支援を行い、地域全体で学校教育を支援するための体制づくりを推進するため、市内2カ所の中学校に学校支援地域本部を設置して、学校支援ボランティアを募集するなど、学校支援を実施しております。

さらに、各地区において防犯ボランティアの方たちが、子どもたちの下校時を中心に見守りパトロールを実施していただいておりますが、このような活動を通し、今後とも地域社会が一体となって、子どもたちの教育を支援していく体制づくりを一層進めてまいりたいと考えております。

それから、先ほど追加でありました、私の給与についてでございますが、私の方に要望という形ではまだ来てございません。

それともう一つは、それは条例等のことでございますので、私がお答えする立場ではございませんので、その件については回答を避けさせていただきます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 通告は教育長となっておりますけれども、教育長は答える権限がないということでの今のお答えですので、大変申しわけありませんが。

8番（西山 猛君） だれが答えてくれるんだ。

議長（市村博之君） これは条例の、担当は市長公室、そういうことです。

8番（西山 猛君） じゃあ市長公室で答えてくれよ。

議長（市村博之君） それは通告外ですから、申しわけないですが。

8番（西山 猛君） 市長がいるじゃない。

議長（市村博之君） 今の答弁は、私なりに解釈した範囲内では、教育長は、教育長の要望にはその案件はなかったという答えです。今のは通告審議に入っていないので、その点をご理解いただきたいと思います。

西山 猛君。

8番（西山 猛君） なかなか議長さん、あれですよ、執行部に肩入れするような傾向がありますね、議長さんというのは本来は中立で、議事の進行に問題がなければ権限で

進めるはずなんです、阻止しているように思うのですが。

教育長からの、当然のような答弁をいただきまして、ごもつともだと思えます。

それでは、2回目の質問の中で、まず、約77万円多かったということは、条例のことなので私の身に覚えはないということですから、じゃあ次の質問ですね、次回の質問で市長公室長に聞けばいいということで解釈します。了解します。

簡単に言えば、今、教育長のお答えになった内容は、こちらから物を盗んできた、盗んできた人から教育長は物を買った。でもここは正規に買った、売ったが成立しているから、ここが泥棒であろうと何であろうと関係ないよと、こういうふうにとらえられますが、それでもよろしいんですね。

〔「議長、通告外ならちゃんと整理しろよ。」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） これは本当に通告外ですので、質問の方は差し控えていただきたいと思えます。

8番（西山 猛君） 市民からの要望なので、仕方ないと思うのですけれども、わかりました。

それでは、まず、学校規模の適正化に関する今後の取り組みについてということで、以前に全員協議会の中で示されました資料6ということで出ておりますね。これに基づきますと、先ほど雑駁ではございますが、教育長の説明したのはここに盛り込まれているのかなと、市民からのアンケートだったり意見だったりということで、ここに盛り込まれているのかなと思えます。

いずれにしても、オギャアと子どもが産まれた段階で、6年、7年後には小学校1年生になると。さらに順送りで上がっていくということですから、これは毎年度報告していますということですが、こういう少子化の推計、推移に基づけば、学校が今後どうなるかということは当然わかることです。ですから、それは合併してからでなくて、合併する前からだってわかっていたことです。当然ですね。

あるいは合併してもう4年目ですから、考えてみたら、丸3年を超えたわけですから、4年目ですね。そういう中で私はいささか怠慢ではないかと思うのです。もっと掘り下げた教育行政に関する熱い思いを、形として向けてもらいたい。

これを見ますと、最終的には平成23年度から32年、おおむね10年の中で準備と実施をするということですから、世の中は今は早いのですから、まして地方行政は早いのですから、そういう流れの中で多分今ここで机の上で物事をやっていることが、果たしてどうなっていくかは別問題でしょう。しかしながら、この現状、10万人規模の都市をつくれという合併の基本、それが1市2町で今回8万余の合併をなし遂げたわけですが、それはつまり、ごみ処理やし尿処理や斎場、そういう大きい規模のもの、当然教育もそうだと思うのです。そういうものも含めて、そういう規模をつくらなければならないということが前提だと思うのです。



しかし、教育は全然出遅れているのですね。このハードの部分ですね、ハードの部分。当然統廃合がとっくに具体化されていて、私はしかるべきだと思うのです。そう思うのです。その中で笠間っ子を育成するという一つの流れをつくっていただきたいなと、このように考えております。

そういう中で教育長のこういう報道があって、返しますけれども、報道があって、私は先ほど言った信頼という部分で果してどうなのかなと、ですから説明責任はあってしかるべきだろうと思っているのですね。このことを今ここでお話していますけれども、ここで私は条例として関係ないんだと、条例のことだから私は関係ないんだと言って別な分野ということであれば、これは信頼とか何とかという以前の問題であって、私はそう思うのですが、その点は結構ですけれども。

そういう中でこのスケジュールを見ますと、まさに合併後の5年、18年に合併ですから23年、この5年間足踏みをしているのですね。実際は、そうなっているんです、足踏み。5年というのは、この笠間市の合併の基本計画ですね、合併の計画の中で前期5年ですよ。10年の計画をしたわけですが、5年、ここにぴったり当てはめているのですね。

前段で野口議員も政権のお話がありましたけれども、そういうことにやはりノーとつきつけなければいけない、そういうことはおかしいんじゃないかと言わなきゃいけない議会が、私は求められているんじゃないかと思います。あるいは政治が求められているのではないかと思うのです。

そういう中で今回、私はあえてこのスケジュールを見たときに、5年間きっちり今の計画に当てはめた話だなと思って、合併後の5年間、つまり、団塊の世代の皆さん、今そちらへ座っている皆さん方が定年退職をして、その後、自然改革になる。つまり、職員が少なくなる。職員数が少なくなる。当然学校の先生も少なくなる。そういう中で、その次の段階でこの改革が進められていくと私は思うんですね。その点は答弁願いたいと思います。

そして、教育委員というのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育委員は5名ですね、5人の委員でよろしいのですね、笠間市の場合は5人の委員、長の被選挙権を有する者ということで、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになっております。仮に今回こういう委員さんでいかがでしょうかということで5人、長の方から出ました。そのことに対して議会が同意をして委員さんができると。

次に、教育委員長。教育委員長につきましては、選挙するわけですね、教育委員会の中で。教育委員で選挙するわけですね、それで教育委員長ができ上がりますね。これ間違いないですね。

次に、教育長、つまり今の飯島教育長。教育長は当該教育委員会の委員、これは16条ですね、これでは委員長を除くですよ、除く、委員長を除くで教育委員会が任命すること、どのような形で教育長が選任されたのかお伺いしたいのですよ。

というのは、今後、こういうスケジュールに基づいて物事を進める中で、弊害がありは

しないかなと私は危惧を抱くものでお聞きするのですが、その点をお伺いしたいと思いません。

次に、これも既に説明が終わっております。岩間中学校外構工事の概要ということ、これも全員協議会で報告関連になって、説明を求めて、そこで質問して、それで終わりにすればいいのですが、なかなか質問できないので、私の一般質問という権限で質問させてもらいたい。

ここに赤い線、ちょっと見づらいかもかもしれませんが、これ、上が北です。この図面、北です。この上に、この下の分のおおよその部分を斜線を引いてみました。わかりますか。

これは、グラウンドが狭いということで野球、それから、サッカー、そして陸上の部分、それで陸上の部分を下の部分、南側という計画だったのですが、それを私はあえて北側、ここに駐車場がありますから、駐車場は逆に南側と、こういうお話を1回していると思うのですね。果たしてこういう問題について、教育委員会、教育長の意見というか、権限というか、これはどの辺まであるのか。

学校からの希望だということを前におっしゃいましたけれども、そうでもないようなので、今あえてお尋ねしますが、仮に学校からの希望でいいです。違うと言うとまたややこしくなりますから、いいですか、ここの部分が、南側の部分がこの北側の部分に当てはまるのですよ。当てはまるのです。そうすると、形としてはかなり有効的に使えるんじゃないかと思うのですね。

というのは、こちらを買い足しをして、このグラウンドの部分を広げるということになりますと、この部分についての工事、これはかなりの工事になると思うのですね。そうすると、費用対効果とよく言いますが、コストをどのように下げていくかということ、努力していただくとわかると思うのですが、この部分とこの部分の違いということ、当然一目瞭然だと思うのですね。そういう部分をちょっとお聞きしたいのです。よろしいでしょうか。

それで2回目結構です。

議長（市村博之君） ただいまの発言の中に通告の範囲を越えた部分がございます。一つは教育委員会内部の問題、二つ目は岩間中学校の問題がございます。その点を留意して答弁願います。

8番（西山 猛君） 議長、これに基づいて質問しているのですよ。

議長（市村博之君） 申しわけありませんが、学校規模の適正化という中には、そういう中学校の内部については入っていません。まして、教育委員会については入っていないと私は理解します。

8番（西山 猛君） 「内部検討」って入っていますよ。

議長（市村博之君） 内部検討でも教育委員会の問題とはまた別ですので、この点だけはご理解願います。

教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 西山議員の2回目のご質問にお答えいたします。

要するに、私どもの適正化規模の計画が遅かったのではないかというようなことでの質問でした。

実はこの学校の適正化規模ということが、それぞれの市町村で話題になったのは二つございます。一つは、山間部の地域で複式学級がかなり、学校の子どもたちがたくさん出てきた。それは合併前から検討されているというようなところですよ。もう一つは、これは県の行政改革とか、そういうようなことの流れの中で、実は平成20年の4月、昨年4月に県が基準を出しました。それに基づいて各市町村では学校の適正規模について取り組むということの動きがございました。

本市でも、県の20年4月に出された計画をもとに、今、実施をスタートさせたわけでございます。

確かに西山議員がおっしゃるように、それぞれの学校で課題、ただ、どれぐらいの規模がいいのかということについては、本市でも1校複式学校がありまして、これは地元の要望で、市が教員を雇って複式を解除するという形をとってございます。

そういうことで、本市の場合は1学年1学級としても、学級の人数が複式になるほど少のうございませぬ。そういう意味で、どういうやり方がいいのかということの検討ということになります。そういう二つの流れでいると。

実は国が昨年の、20年の6月に小中学校設置運営のあり方に関する作業部会を設けて、公立小中学校の適正配置の規模の検討を現在も行っているところです。まだ国の基準というのは公表されていないところでございます。今検討しているという状況であります。そういうこともあります。ですから、スタート時期がおそかったというのは、今言った、そういう状況のところからスタートしていると思っております。

これから先の計画ですが、これは、今般どのぐらいの規模が適切かという審議をいただいてこちらに書いていただくわけですが、ただ、これは学校のこれまでの歴史、それから、地域の方たちのそれぞれの思いがございませぬ。こちらからずばっと線を引くようにはなかなかいかないというのが、これまでもそうでしたし、これからはどうかと思っております。そういう意味で、地域の方の理解を得ながら進めていくということを考えまして、こういうスケジュールにしているところです。

その後、私の選ばれた経緯ということでございませぬが、これについては、私は、これ立候補制ではございませぬ。名前があつてこの職につかせていただいたと、今の範囲外ということではございませぬが、教育行政のあり方について、私は完璧でやっているということもございませぬ。しかし一生懸命やらせていただいております。そういうことについては、私自身、これからは一生懸命やっていくつもりではございませぬが、そういうことで仕事をさせていただいているつもりでございませぬ。

ほかの件につきましては通告外というようなことですよ。私のところでちょっとその部

分もお答えできる内容ではございません。失礼しました。

議長（市村博之君） 西山 猛君。

8番（西山 猛君） 開かれた学校と言いつつ、自分たちの教育委員会という組織をあからさまにしないで、このグラウンドの設計のこの部分がどうなんだと言ったら、通告がないから答えられない。

私はこれで何が言いたいかという、今からお話しますよ。

これは、先ほど言った、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、兼職の禁止というのがありますよ。兼職の禁止。当然ご存じだと思うのですが、地方公共団体の常勤の職員もしくは地方公務員法で定められた短時間のパート職員とかですかね、そういうものと委員は兼職してはいけないということですよ。独立しているということですよ、教育行政は独立していませんよ。

今回、学校建設もしかり、当然グラウンドもそうでしょうけれども、一般行政、市長部局の総務部管財課、よろしいですか、部長、管財課が扱っているんです。教育行政の予算でありながら管財課が扱うのですよ。そうですよね。そうですよね、間違いないと思うのですが、それで私何が言いたいかという、ここにこの教育委員会の会議を進めるに当たって、教育委員会の会議を進めるに当たって、これ会議第13条ということで、教育委員会の会議は委員長が招集するという、当然そういう会議を何回も開いているはずなんです。

その中で、自己の配偶者もしくは三親等以内の親族の一身上にかかることということで、当然直接のお話ではないのですが、私が懸念しているのは、教育長と、一般行政の中に教育長の三親等にかかわる者がいたとする、三親等がいたとする。そうすると、本来の教育行政のあり方はどうかといったときに、実際はこちらが予算を握って、教育行政の教育予算として教育委員会を通過して、一般行政の中で市長部局はその予算を握って執行するわけですよ。その一般行政の中に、例えば本人は当然違いますけれども、三親等以内の利害関係のある者がいちゃだめなんだよという、そういう事件を扱ってはいけないんだよという、こういう規定からいっても、なぜかという、言わずと知れた人事権というのがあるのです。となりますと、本来教育長が粉骨砕身、一生懸命頑張っていたとしても、どこかで妥協せざるを得ないような状況が組織の中にあるんじゃないかと、だからこの機構も全部お話しているのです。どうやってでき上がったんですかと。どうやって教育長はでき上がったんですかということを知っているのですよ。

つまり、教育長はふさわしくないということですよ。ふさわしくないということ。わかります、言っていること。独立していないということを言っているのですよ。独立していないということ、教育委員会の教育長は独立していないということを私は言っているのですよ。

だから、こういう問題が発生して、じゃあこのことについて簡単なことじゃないですか、

こういう事情でこうなったんだと言えばいいことなんですね。この説明、これ図面になっているんですよ、こんなわかりやすい話はないじゃないですか、この説明さえできないのですよ。本来あるべき教育の姿とは違うと思うのです、私は。そういうことを市民から、あるいは市民の父兄から今度は子ども、こういうふうになったときに、信頼のかけらがなくなってしまうじゃないですか。

明らかな、開かれた教育行政ができないじゃないですか。そういう心配をしているのですよ。その点を質問していると、なかなか答えてくれないのでいかがかなと思うのですが、私は奥の深い話をしているのですよ。

私は一議員として何回も教育長とお話する機会があります。個人的にもお願いしたこともあるし、お会いすることはあります。そういう中で、例えばこういう些細なことですよ、些細なことだけれども、こういうものを一つずつ精査していくのが政治だと思うのですよ。つまり泥水が飲めるかどうかなんですよ。きれいごとを言って物事ができるならやってみてください。こんなでたらめな、こういうでたらめな理屈をくっつけて、こういう利害を持たせるということが、そもそも政治不信、行政不信、教育不信につながっていくんですよ。ですから、私は声を大にして言っているんですよ。それは明かでしょう。いかがですか。

教育長の身内の話をしているのですよ。お答えください。

議長（市村博之君） 西山議員、完全に通告の範囲を越えていますので、答弁の方は私の方でさせませんので、よろしく願いいたします。

最後に、西山議員の通告は学校規模の適正化、それに笠間っ子育てについてということですが、ただいまの発言は教育長個人の問題も含まれております。

きのうお話ししましたように。

8番（西山 猛君） 教育長は公人です、公人、個人じゃないというの。

議長（市村博之君） それは結構ですが、それは次の機会にきちんとした通告でお願いいたします。

8番（西山 猛君） 答えると言っているのなら、答えさせてくれって。

議長（市村博之君） じゃあ一言だけ。

教育長（飯島 勇君） 私の発言で、これはこの議会での通告外でのお話ですから、ここでは、でもどこでもそのお話しします。

それから、最後にですが、これ議事録に載ると思いますが、癒着があるみたいな形で受けとめられると、私は心外でございます。そういうことはございません。

8番（西山 猛君） いいですか。

議長（市村博之君） 終わりです。3回目ですから。

8番（西山 猛君） それは一方的な話だよ、癒着なんてだれが言ったの、それだれが言ったの、消すように言って。

議長（市村博之君） はい。

教育長（飯島 勇君） それでは、癒着という言葉でないけれども、関係があるという  
ような、そういうと、そう受けとめられるという。

8番（西山 猛君） グラウンドの話ですか。

教育長（飯島 勇君） 最後の発言です。

8番（西山 猛君） グラウンドの話ですか。

教育長（飯島 勇君） はい、私が、教育長が関係があるというようなことを、それは  
私の方で消させていただきます。

議長（市村博之君） 8番西山 猛君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

---

散会の宣告

議長（市村博之君） 本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は明日開きますので、ご参集ください。

大変ご苦労さまでした。

午後零時02分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市 村 博 之

署 名 議 員 野 口 圓

署 名 議 員 藤 枝 浩